

1 市町村単独事業実施状況

(2)市町村単独事業の実施状況の概要

【凡例】

種別	内容
医療費助成	重度心身障害者医療費助成、精神障害者入院医療費助成
診断書助成	精神障害者保健福祉手帳用診断書料への補助
通所支援	障害福祉サービス事業所等への通所交通費補助
移動支援	タクシー券の給付、市町村営バスの運賃減免 自動車運転免許取得のための助成、外出時の送迎サービス等
公営住宅	優先入居、家賃補助、入居資格の緩和
住居支援	民間住宅住居入居支援、グループホーム家賃助成 家具等転倒防止器具取付補助金
手当助成	福祉手当、一時介護料の助成、新規就労支度金 はり・きゅう・マッサージ費用の助成等
生活支援	配食サービス、日常生活給付事業等

【実施状況】

市町村	種別	1制度/2助成制度/3サービス名	対象者	内容
習志野市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 習志野市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
習志野市	医療費助成	精神障害者入院医療費助成	6ヶ月以上入院している精神障がい者(児)	健康保険適用の医療費の自己負担額のうち4分の1を助成。所得制限あり。
習志野市	公営住宅	公営住宅の優先入居	精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者	詳しいことは、住宅課にお問い合わせください。
習志野市	住居支援	グループホーム家賃助成	グループホームを利用している方で所得区分が低所得の方	家賃の自己負担額の2分の1を助成(上限月額2万円)
習志野市	通所支援	施設等通所交通費助成	障がい福祉施設に通う障がい者	【公共交通機関利用者】交通費の半額又は4分の3を助成(上限月額5千円) 【車、バイク、自転車、車椅子利用者】1日あたり100円を助成(上限月額千円)
習志野市	移動支援	バス運賃割引(ハッピーバス)	精神障害者保健福祉手帳所持者	本人、介護人ともに5割引
習志野市	移動支援	福祉タクシー運賃助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者で非課税又は生活保護を受給している方	500円の券を月5枚、年60枚以内を交付
習志野市	生活支援	当事者交流会	精神科や心療内科に通院している方、ひきこもりの方	外出の機会がない方や、デイケアや地域活動支援センター等の施設への参加に不安のある方々で、情報交換や語り合いをする茶話会。月1回開催。
八千代市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 八千代市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
八千代市	医療費助成	精神障害者入院医療費助成制度	1年以上八千代市に住民基本台帳の登録があり、1か月以上入院している精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害者の保護者。 障害者、保護者及び一親等以内の姻族の当該年度市民税課税額10万円未満であること。 ※重度心身障害者医療費助成対象者は除く。	保険診療内。医療費自己負担の4分の1を助成(上限月額1万円)
八千代市	診断書助成	精神障害者保健福祉手帳用診断書助成	八千代市に住民基本台帳の登録がある者	5千円を限度に助成
八千代市	公営住宅	公営住宅の優先入居	世帯入居が原則だが、精神障害者保健福祉手帳所持者は単身入居が認められる。	詳しいことは、健康福祉課にお問い合わせください。
八千代市	通所支援	通所交通費等助成	地域活動支援センターⅢ型通所者	1か月の通所に要する交通機関の運賃の2分の1を助成(上限月額5千円) 但し、地域活動支援センターⅢ型への通所に限る。
八千代市	移動支援	障害者等タクシー利用助成事業	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	八千代市と契約しているタクシー事業者等に乗車した際に、1回につき500円の助成。
八千代市	生活支援	配食サービス	調理困難な障害者	1日1食(夕食)助成額：1食あたり100円助成
八千代市	生活支援	八千代市避難行動要支援者登録制度	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	災害時において自力で避難することが困難で、地域に支援を希望する方について避難行動要支援者名簿を避難支援者等関係者へ提供します。
鎌ヶ谷市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 鎌ヶ谷市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
鎌ヶ谷市	医療費助成	精神障がい者入院医療費助成	1年以上鎌ヶ谷市に住民基本台帳の登録があり、1か月以上入院している精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害者の保護者。 障害者、保護者及び一親等以内の姻族の当該年度市民税課税額10万円未満であること。 ※重度心身障害者医療費助成対象者は除く。	保険医療費自己負担額の3分の1(上限月額1万7千円)
鎌ヶ谷市	移動支援	コミュニティバスききょう号	精神障害者保健福祉手帳所持者	50%割引(精神障害者保健福祉手帳提示)
鎌ヶ谷市	移動支援	鎌ヶ谷市福祉タクシー事業	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	助成額720円のタクシー券を交付(上限年間24枚)

船橋市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 船橋市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
船橋市	医療費助成	精神障害者入院医療費助成	市内に住民票を有する、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者	精神障害の治療で医療機関へ入院した場合、保険診療による自己負担の一部を助成(上限月額1万6千円)
船橋市	公営住宅	公営住宅の優先入居	精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者	詳しいことは、住宅政策課にお問い合わせください。
船橋市	公営住宅	市営住宅の入居資格緩和	精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者	収入基準等の入居者資格を一般世帯に比べ緩和
船橋市	住居支援	民間賃貸住居入居支援	精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者	家賃の支払いができるにもかかわらず、連帯保証人が確保できないとの理由により民間賃貸住宅への入居に苦慮している障害者世帯に対して、民間賃貸住宅情報の提供、入居保証を行うとともに、低所得者については家賃等債務保証契約時に要する費用の一部を助成。
船橋市	手当助成	心身障害者一時介護料の助成	65歳未満で次の障害を有している方 ・身体障害者手帳所持者で肢体不自由1、2級 またはこれに準ずる方 ・療育手帳所持者 ・精神障害者 ・発達障害者 ・交通事故、脳血管疾患等による脳損傷が原因で、知的な機能に障害を有すると医師に診断された方	心身障害者を介護している家族が病気の理由で一時的に介護が困難となった時 又は自活する心身障害者が一時的に介護が必要となった時、福祉施設又は福祉団体に介護を依頼した場合に、その費用の全部または一部を助成 ・1日4時間未満(限度額)2千500円 ・1日4時間以上(限度額)5千円 ・1泊(限度額)5千円 ※心身障害者1人につき年5万4千円が限度
船橋市	手当助成	新規就労支度金	中・高等学校及び中等教育学校の特別支援学級、または盲、ろう特別支援学校を卒業後5年以内に新規に就職し、就労してから1年以内の方	就職が次のいずれにも該当する場合に2万1千円を支給する ア.雇用契約等に基づく就労であること(就労継続支援A型、試用及び就労体験を除く) イ.就労期間の定めがある場合は、当該就労期間が1か月以上であること。 ウ.1週間当たりの所定就労時間が20時間であること。ただし、重度の障害により長時間の就労が困難であると認められる場合は、この限りではない。
船橋市	手当助成	施設入居者就職支度金	下記の全てに該当する方 1.就労移行支援又は就労継続支援の支給決定を受け、利用している方 2.就労移行支援又は就労継続支援について自己負担のない方 3.就職又は自営することにより、就労移行支援事業所又は就労継続支援事業所を退所することになった方 4.就職に必要な「生活用品を購入した方(※例:革靴、腕時計又はバックなど)	就職が次のいずれにも該当する場合に就職に必要な生活用品を購入した費用を支給する(限度額3万6千円) 1.雇用主との雇用契約等があること(試用は除く) 2.雇用期間の定めがある場合は、雇用期間が1か月以上であること 3.週の平均労働時間が20時間以上であること(ただし、重度障害により長時間の労働に耐えられないと認められる場合はこの限りではない) ※支給は一度限り。就職した日から1年以内に申請する必要あり。
船橋市	通所支援	障害者施設等通所交通費助成	障害者施設等(障害者福祉作業所等を含む)に通所している障害者・児とその介護者	【交通機関利用】 運賃の2分の1(1か月の限度額5千円) 【自家用車利用】 自宅から施設までの通所距離に応じた単価×通所日数(1か月の限度額5千円)
船橋市	移動支援	障害者等移動支援事業(通学通所支援)	障害者等移動支援事業の対象者のうち、社会的理由で他の送迎手段や付添いが得られない精神障害者	屋外での移動が困難な障害者が通学通所の送迎の支援を受けた場合に、その費用の一部を支給する。
船橋市	移動支援	市内路線バスの運賃割引	精神障害者保健福祉手帳所持者	普通乗車券5割引
船橋市	移動支援	福祉タクシー利用料金の助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	通院などの外出時に指定タクシー会社を利用した場合に、利用の2分の1を助成(上限1千200円)
船橋市	移動支援	市営駐輪場の利用料金の免除	精神障害者保健福祉手帳所持者	市営駐輪場の利用料金の免除
船橋市	生活支援	障害者(児)のいる低所得世帯の保育料の減額	低所得世帯	低所得世帯の保育料について、第1子は半額、第2子は無料。
市川市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方 ※ただし、以下の場合を除く。 ・65歳以上で新たに上記手帳を取得した方 ・65歳以上で変更・追加・再認定により1級となる方 ・基準となる世帯の市民税所得割額の合計額が23万5千円以上となる場合 ・生活保護受給者	受給券を保険証と一緒に提示する。 市川市が設定している自己負担額(入院1日、通院1日につき300円)のみで受診が可能となります。 市民税所得割非課税世帯は無料です。 ※県外の医療機関を受診した場合など、すでに支払った医療費の給付を後日受ける場合(償還払い)は、市指定の請求書に医療機関の領収書写しを添えて障がい者支援課に提出してください。
市川市	医療費助成	精神障害者入院医療費助成	・市川市に住民登録があり精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ※ただし、以下の場合を除く。 ・基準となる方の市民税所得割額の合計額が23万5千円以上となる場合 ・生活保護受給者 ・重度心身障害者医療費助成の対象となる方	保険診療自己負担金の2分の1と、入院時食事代標準負担額の2分の1の合計額を助成(月額限度額3万円)
市川市	公営住宅	公営住宅の優先入居	精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級所持者。所得額などの資格要件があります。	空家入居希望者の登録を申し込んでいただくと、あらかじめ住宅困窮の度合いが高い順に登録し、登録順位に従って入居を案内します。 登録募集は6月に実施予定です。 詳しいことは、市営住宅課にお問い合わせください。
市川市	住居支援	家具転倒防止器具等取付費補助金	精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方のみで構成された市民税非課税世帯	障がい者の居宅の安全を守るため、家具の転倒防止器具費用と取付費助成(上限1万円)
市川市	手当助成	障がい者(児)一時介護料助成	精神障害者保健福祉手帳を所持する方、医師により精神障がい者であると診断された方	一時的に有料で介護を受けた場合、その費用の一部または全部を助成。 (介護人が配偶者、3親等以内の親族や住居・生計同一者である場合、介護保険法などの法令に基づく給付を受けられるサービスである場合など、対象外となる介護もあります) ※助成額(時間ごとの助成額)に上限あり) ・生活保護世帯：介護料の全額(年間限度額6万円) ・市民税非課税世帯：介護料の8割(年間限度額6万円) ・その他の世帯：介護料の8割(年間限度額3万円)
市川市	手当助成	はり・きゅう・マッサージ施術費助成	精神障害者保健福祉手帳を所持する18歳以上の方で、申請時に市民税個人非課税である方	市に登録された施術所で利用できる助成券(助成額千円)を、年間24枚を限度として交付します。
市川市	通所支援	通所交通費等助成	市川市に在住、かつ住民登録がある障がい者で、障害福祉サービスのうち生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援、もしくは地域活動支援センターを利用する方	交通機関(電車、バス)の利用については1か月分の運賃の3分の1、自転車、オートバイ、自家用車の利用については月額千円(月5日以上通所の場合。ただし自宅・事業所の距離が直線1km以上)又は1日50円×通所日数(月4日以下通所の場合)を助成。 ※施設から交通費が支給されている場合は、その金額を差し引きます。
市川市	移動支援	福祉タクシー利用券等助成	精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方 ※ただし、以下の場合を除く。 ・本人の年齢が18歳以上では、本人及び配偶者の市民税所得割額の合計額が16万円以上となる場合 ・本人の年齢が18歳未満では、保護者の属する住民基本台帳上の世帯の市民税所得割額の合計額が28万円以上となる場合	市川市と協定を結んでいるタクシー会社を利用した場合に利用券を差し出す。 後日、タクシー運賃の2分の1(限度額1千200円)が助成されます(利用券の交付枚数は年間312枚を限度とします)。

市川市	生活支援	災害時要援護者名簿登録制度	生活の基盤が自宅(市川市)にあり、精神障害者保健福祉手帳を所持する方 (施設入所者、長期入院している方を除く)	あらかじめ自分の情報を市へ登録していただきます。 登録名簿は地域の支援者と共有し、平常時の防災活動、災害時の安否確認・避難誘導等に活用します。
市川市	生活支援	ひとり暮らし高齢者等配食サービス	精神障害者保健福祉手帳を所持する方で構成される世帯の方	身体上や精神上の障がいがあるために食事の支度が困難なひとり暮らしの障がい者に対し、訪問聞き取り調査を行い必要に応じて配食サービスを提供します。
市川市	生活支援	公衆浴場入浴券	精神障害者保健福祉手帳を所持する方で、住居に入浴設備のない方 ※ただし、以下の場合を除く。 ・市民税課税世帯に属する方 ・市川市高齢者に対する健康入浴券を受けている方	公衆浴場の入浴券(1か月につき6枚、年間72枚)を交付します。 ※クリーンスバ市川の温浴施設では大人料金で一部自己負担額が生じます。
浦安市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 浦安市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
浦安市	医療費助成	浦安市重度障がい者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	精神障害者保健福祉手帳1級所持者について、保険診療部分の自己負担分を助成(世帯の住民税課税状況により、無料又は一部負担あり)
浦安市	医療費助成	浦安市精神障がい者入院医療費助成	精神障害者保健福祉手帳2、3級所持者	精神障害者保健福祉手帳2、3級所持者について、精神疾患の治療を目的として入院された方の保険診療部分の自己負担分の一部を助成(助成金は月額2万円が上限で、世帯の所得制限あり)
浦安市	公営住宅	公営住宅の優先入居	精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級所持者	詳しいことは、住宅課にお問い合わせください。
浦安市	手当助成	はり、きゅう、マッサージ等の費用の助成	精神障害者保健福祉手帳所持者又は医療機関で精神障がい認められた18歳以上の方	市に登録した利用可能施設で使用できる券を交付(医療保険対象の施術は対象外) 施術1回につき千円の利用券。年度4月～3月利用上限枚数は24枚
浦安市	通所支援	浦安市障がい者通所交通費助成	浦安市において障害福祉サービス受給者証の交付を受け、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に通所する方	往復2km以上の通所にかかる、公共の交通機関を利用した場合の交通費の半額を助成(月額上限5千円) ※自転車の場合は1ヶ月に10日以上通所した場合、1ヶ月千円を助成
浦安市	移動支援	福祉タクシー乗車券	精神障害者保健福祉手帳所持者	市と契約したタクシー会社で利用できる福祉タクシー乗車券を交付。タクシー料金の半額を助成 (助成金は、1回1千500円、月2万円が限度)
浦安市	移動支援	バス・鉄道共通ICカード利用者負担額助成	精神障害者保健福祉手帳所持者	スイカ・バスモ等のICカードでバス・鉄道を利用する際の3千円を助成。 (年度4月～3月で1回のみ助成)
浦安市	移動支援	自動車燃料費助成	精神障害者保健福祉手帳所持者	世帯の所有する自家用車のガソリン代の一部を助成。助成額は月額2千円 ※入院・入所中の方、タクシー券を利用した月は申請できないなどの条件あり
浦安市	生活支援	紙おむつの支給	精神障害者保健福祉手帳所持者又は医療機関で精神障がい認められた2歳以上の方	紙おむつが必要な方に対して、紙おむつを支給。
浦安市	生活支援	日常生活用具給付事業	精神障害者保健福祉手帳所持者で聴覚過敏であると認められた方	イヤーマフ(両耳を覆うことで、聴覚過敏に対応することができるもの)を購入する際の費用を1万円を上限に給付する。 (原則、1割の自己負担あり)
松戸市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 松戸市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
松戸市	助成手当	一時介護の助成	精神障害者保健福祉手帳所持者の介護者	1人につき年度上限額5千円、1日当たりの介護時間により助成額が異なる。 支給対象期間は、介護の委託1回につき、その委託の期間の初日から3日間とする。
松戸市	助成手当	はり・きゅう・あん摩・マッサージ等補助券	18歳から65歳未満の精神障害者保健福祉手帳所持者	保険診療以外の治療による施術1回(助成券1枚使用)につき800円を助成。 毎年度4月以降の申請月から3月までの月数の2倍、1年度中1人1冊まで。
松戸市	通所支援	障害者施設等通所交通費の助成	障害者施設等に通う方に対して、通所に掛かる交通費を助成	最も経済的且つ合理的と認められる経路に掛かる経費として「乗車券代(往復)×通所日数」と「定期代」を比較し、より低い金額を助成(上限1万円) ※電車・バスの併用に限り上限2万円
松戸市	移動支援	福祉タクシー利用券等助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	通院等のためにタクシーを利用する場合、その運賃の一部を助成 ※自動車燃料費助成との併用不可
松戸市	移動支援	自動車燃料費の助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	通院等のために自家用自動車を利用する場合、その燃料費の一部を助成 ※福祉タクシー利用券との併用不可
流山市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 流山市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
流山市	医療費助成	重度障害者医療費助成制度	精神障害者保健福祉手帳2級所持者	手帳2級の方に対し、精神科以外の医療機関での保険診療の自己負担分を2分の1を助成。
流山市	医療費助成	精神障害者入院医療費支給制度	精神障害者保健福祉手帳所持者の精神入院療養費を負担する保護者(いないときは障害者本人)	30日以上精神入院療養費の4分の1を助成(上限月額1万円)。市民税所得割額による要件あり。 ※重度心身障害者医療費助成が受けられる場合は対象外。
流山市	手当助成	流山市福祉手当	精神障害者保健福祉手帳所持者	流山市内在住の手帳所持者に対し等級に応じて手当金を支給する。世帯の所得や他サービスの利用による要件あり。
流山市	手当助成	就労支援施設等利用者負担金助成	流山市の援護で就労移行支援又は就労継続支援事業所に通所し、1割の自己負担金が発生する障害者	流山市から援護を受けた就労移行支援、就労継続支援施設事業所利用で、1割の自己負担金がある方に対して金額を償還払いする。
流山市	通所支援	通所交通費等助成	流山市の援護で就労移行支援又は就労継続支援事業所、地域活動支援センター(Ⅲ型)に通所する障害者	交通費を2分の1助成する(上限月額1万円)
流山市	移動支援	福祉タクシー利用券助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者(自動車燃料費と選択)	流山市と契約した福祉タクシーを利用した場合、運賃の9割を助成(上限720円)。1ヶ月6枚の利用券を発行する。
流山市	移動支援	自動車燃料費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者(福祉タクシー券と選択)	ガソリンは1リットルにつき50円割引、軽油は1リットルにつき30円割引。いずれも月25リットルまで。年間300リットルを限度とする。
流山市	移動支援	市内巡回バス、流山グリーンバス	精神障害者保健福祉手帳所持者とその介護者1名まで	精神障害者保健福祉手帳提示で半額
我孫子市	医療費助成	我孫子市重度障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級 ※65歳以上で対象の手帳を新たに取得(交付)もしくは等級変更により1級になった場合は対象外	受給券を保険証と一緒に提示する。 我孫子市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、200円、保健調剤は無料)のみで受診が可能となります。 市民税所得割額非課税の場合は無料です。
我孫子市	通所支援	障害者支援施設等通所費用助成	障害者支援施設または福祉作業所通所者	障害者施設または地域活動支援センターに通所する場合にかかる交通費を助成。年4回(7月、10月、1月、4月)に支給。 ・鉄道及び路線バスは、主たる通所方法により要する運賃の1か月定期代を22日で割った金額と往復運賃のどちらか低い方で、最も経済的と認められる方法により算定した額を助成します。 ・自家用車は、2キロメートル未満日額50円、以降2キロメートルごとに50円加算した金額が日額になります。 ・原付(自動二輪含む)は、自家用車を利用した場合の4分の1が日額となります。

我孫子市	移動支援	ガイドヘルパー	自立支援医療(精神通院)利用者または精神障害者保健福祉手帳所持者 ※65歳以上での新規利用は不可	屋外での移動が1人では困難な在宅の方にガイドヘルパーを派遣し外出を支援。年齢に応じて支給時間が変わります。
我孫子市	移動支援	福祉タクシー利用券等助成	精神障害者保健福祉手帳1級	福祉タクシー券(年間60枚)を交付し、初乗り料金を助成します。上限は530円です。
柏市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 柏市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
柏市	医療費助成	柏市精神障害者医療費助成	・本人及びその親権者、配偶者が1年以上柏市に居住かつ住民登録がある。 ・本人及び同居の生計を一にする家族等の市民税所得割額が1人当たり16万円未満である。	保険医療費自己負担分の2分の1を助成する(入院中の登録が必要)。
柏市	手当助成	柏市福祉手当	精神障害者保健福祉手帳1級所持者で柏市に居住している者(施設入所者は除く)	月額1万1千円の福祉手当を年3回(8月、12月、4月)支給する。
柏市	住居支援	柏市障害者グループホーム入居者家賃助成	障害者グループホーム及び知的障害者生活ホームに入居されている方 (入居するグループホームの施設に一部要件あり。課税者、生活保護受給者を除く)	1月につき、対象者が負担する入居家賃額の2分の1に相当する額を助成する(上限2万5千円)
柏市	住居支援	柏市家具等転倒防止器具等取付補助金	(1)精神障害者保健福祉手帳1級 ・柏市に住民票があり、病院・施設に入院・入所していない在宅の方 ・世帯の方全員が市民税非課税 ・精神障害者保健福祉手帳1級に該当する障害者のみの世帯 注意：次の世帯も(1)に該当する障害者のみの世帯とみなします ア(1)に該当する障害者と18歳未満の方(※)の世帯 イ(1)に該当する障害者と65歳以上の方(※)の世帯 ウ(1)に該当する障害者と18歳未満(※)及び65歳以上(※)の方の世帯 ※18歳未満の方または65歳以上の方は重度障害者でなくても可	家具等転倒防止器具の購入費・材料費・取付け費を1重度の障害者1人あたり1万円を限度に助成する。
柏市	通所支援	柏市障害福祉サービス事業施設等通所者交通費助成	生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援(A・B)施設に通所されている方 ※生活保護受給者を除く	1.交通機関等利用は月毎にかかった費用の2分の1の額で5千円が限度額 2.自家用車等利用は自宅から通所施設までの距離により助成
柏市	移動支援	予約型相乗りタクシー 「カシワニクル」	精神障害者保健福祉手帳所持者	運賃から100円引き
柏市	移動支援	柏市福祉タクシー運賃等助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者で柏市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者(長期入院、施設入所者は除く)	福祉タクシー券(タクシー乗車1回につき720円を限度に助成するもの)を1年度につき120枚(同一生計者全員の市民税所得割額の合計が16万円以上である者は60枚)交付する。(じん臓機能障害1級で、人工透析治療を受けている者を除く) じん臓機能障害1級で、人工透析治療を受けている者は、1年度につき240枚(同一生計者全員の市民税所得割額の合計が16万円以上である者は120枚)交付する。
柏市	移動支援	柏市中心身障害者自動車燃料費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者で柏市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者 ※長期入院、施設入所者は除く	自動車燃料費ガソリン1リットルあたり54円、軽油1リットルあたり33円を1年度につき600リットル (同一生計者全員の市民税所得割額の合計が16万円以上である者は300リットル)まで助成する。
柏市	生活支援	ごみ出し困難者の支援収集	精神障害者保健福祉手帳の1級所持者 ※ごみ出しをすることができる同居者がいる場合は不可	市が無償で玄関先までごみの収集に伺う。
野田市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 野田市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
野田市	医療費助成	精神障がい者医療費助成		精神疾患で入院した際の医療費の保険適用の自己負担額の2分の1を助成する(食費除く)
野田市	診断書助成	診断書料助成(新規交付申請のみ対象)	精神障害者保健福祉手帳用診断書	診断料を7千円まで助成する。
野田市	通所支援	障害者支援施設等通所者交通費助成金	障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等に通う者	障害者支援施設等に通うための交通費を原則として、運賃が2千円以下の場合には運賃の額。 2千円を超える場合には2千円+超えた額の2分の1を助成(通所日数の制限あり)
野田市	通所支援	障害者支援施設等利用者傷害保険料助成金	野田市在住、または出身世帯が野田市の障がい者の方	野田市在住、または出身世帯が野田市の障がい者の方が、傷害保険に加入して障害者支援施設等を利用している場合、傷害保険料の一部を助成。助成の額は、4月から翌年3月までの間に支払った傷害保険料の3分の1に相当する額(100円未満切捨て)で、2千3百円が上限
野田市	移動支援	福祉タクシー助成券の交付	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	精神障害者保健福祉手帳1級所持者に対し月10枚の使用限度で半額助成(1回あたりの助成額千円を限度)
野田市	移動支援	まめバス運賃の割引	精神障害者保健福祉手帳所持者と付添人	精神保健福祉手帳所持者(中学生以上)と付添人(1名・中学生以上)に対して通常運賃100円を50円に割引
成田市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 成田市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、200円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
成田市	医療費助成	精神障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者の自立支援医療の自己負担分を助成
成田市	診断書助成	福祉診断書助成		精神障害者保健福祉手帳申請時の診断書料を助成(上限3千500円)
成田市	手当助成	福祉手当	精神障害者保健福祉手帳所持者	在宅の精神障害者保健福祉手帳所持者に手当を支給。 【1級】:1万1千500円/1ヶ月 【2級】:1万1千500円/1ヶ月 【3級】:7千円/1ヶ月
成田市	通所支援	通所交通費等助成	通所施設利用者	・公共交通機関利用:運賃2分の1(月額上限1万円) ・自家用車利用:単価(距離に応じて定額×日数)
成田市	移動支援	市営コミュニティバス	精神障害者保健福祉手帳所持者	無料
成田市	移動支援	タクシー料金助成	精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者	市が発行する助成券(年間48枚)をタクシー運転手に渡すことで、タクシー料金の半額が助成されます (乗車1回あたり助成上2千円まで)。
佐倉市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外	受給券を保険証と一緒に提示する。 佐倉市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
佐倉市	医療費助成	精神障害者入院医療費助成	1.本人及び保護者が本市に引き続き1年以上住民登録があること 2.本人及び保護者の市民税所得割金額が10万円未満であること 3.精神疾患を治療目的として1か月以上継続して精神科病院等に入院していること	保険医療費の自己負担額の2分の1

佐倉市	診断書助成	精神障害者保健福祉手帳診断書文書料助成	精神障害者保健福祉手帳用診断書取得者	診断書文書料を上限5千円で助成
佐倉市	公営住宅	公営住宅の優先入居	精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級所持者 ※手帳所持者用の部屋があるわけではないが、住宅困難度を審査する際、加点対象としている。	詳しいことは、住民課にお問い合わせください。
佐倉市	通所支援	障害者福祉施設通所交通費助成	日中活動事業所等通所者	1日150円、上限月額3千円
佐倉市	移動支援	市内循環バス運賃の割引	精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介助者1名まで	大人100円、小人50円
佐倉市	移動支援	タクシー運賃助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	1.福祉タクシー券 ・年度につき100枚 ・1回の乗車につき運賃が2千円を超えた場合は千円割引、運賃が2千円以内の場合は半額割引 2.福祉寝台車券 ・年度につき60枚 ・1回の乗車につき運賃が1万円を超えた場合は5千円割引、運賃が1万円以内の場合は半額割引
佐倉市	生活支援	佐倉市民音楽ホール公演チケットの割引	精神障害者保健福祉手帳所持者	障がい者割引を設定している公演に限り、窓口にて各席10%割引でチケットをご予約可 ※公演日前日までに手帳のご提示が必要。 ※障がい者割引を適用する方が一人で公演をご鑑賞いただくことが難しいと認めた場合、介助者1名分に限り割引を適用 (割引適用チケットと同時に購入される場合に限る)。
四街道市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 四街道市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
四街道市	医療費助成	精神障害者通院医療費助成	精神障害者保健福祉手帳所持者で、自立支援医療(精神通院)受給者証所持者	自立支援医療(精神通院)における自己負担分の2分の1を助成
四街道市	診断書助成	精神障害者保健福祉手帳用診断書料助成	精神障害者保健福祉手帳の新規及び更新等申請のため手帳用診断書を取得し、取得に際して必要な経費を負担した者	診断書1通につき5千円が上限
四街道市	公営住宅	公営住宅の優先入居	精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級所有者	詳しいことは、建築課にお問い合わせください。
四街道市	通所支援	障害者通所施設交通費助成	障害者福祉施設に通う障害のある方等	ひと月において、開所日数のうち2分の1以上通所。通所に要する費用の月額から通所に必要な経費として別に補助される。 又は支給される額を控除した額の2分の1に相当する額とし、月額5千円(自家用自動車のみ利用の場合は月2千円)を上限。
四街道市	移動支援	市内巡回バスヨッピー	・本人 ・介護者(1人のみ)	無料(介護者1名まで)
四街道市	移動支援	福祉タクシー利用券	対象は精神障害者保健福祉手帳1級のみ	乗車1回の料金の半額(上限千円)年間72枚
四街道市	生活支援	家庭ごみの戸別収集	ひとり暮らし等の精神障害者保健福祉手帳1級所持者	家庭ごみの戸別収集
八街市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 八街市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
八街市	通所支援	施設通所交通費の助成	障害者福祉施設通所者	交通機関利用-実費もしくは定期券の購入額(月額上限7千円) 自家用自動車等:片道1キロメートル以上5キロメートル未満月額千円、片道5キロメートル以上月額2千円
八街市	移動支援	市内巡回バス(ふれあいバス)	精神障害者保健福祉手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳提示により無料
印西市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象です。	受給券を保険証と一緒に提示する。 印西市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、200円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
印西市	通所支援	印西市心身障害者(児)施設通所交通費助成	心身障害者(児)施設に通所している人	1ヶ月分の交通費(上限1万円)
印西市	移動支援	市内巡回バス(ふれあいバス)	本人及び介護者(1人のみ)	無料(介護者1名まで)
白井市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 白井市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
白井市	通所支援	通所交通費等助成	精神障害者保健福祉手帳所持者	障害福祉施設等へ通う場合上限月額1万円
白井市	移動支援	福祉タクシー利用券等助成	精神保健福祉手帳1級所持者	年間36枚。半額助成(1回上限千円)
白井市	移動支援	白井市循環バス「ナッシー号」	精神障害者保健福祉手帳所持者	大人150円→50円
富里市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 富里市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
富里市	診断書助成	障害者手帳交付診断書助成制度	精神障害の他、心臓機能障害、呼吸器機能障害、腎臓機能障害ぼうこう若しくは直腸機能障害、小腸機能障害ヒト免疫ウィルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害	精神障害者保健福祉手帳取得申請時の診断書について助成(上限額2千500円)
富里市	通所支援	通所交通費等助成	精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療(精神通院)受給者等	生活介護、自立訓練等の利用者が通所するためにかかった交通費や自家用車での通所費を助成します。
富里市	移動支援	さとバス・デマンド交通利用料	さとバス(酒々井駅線・富里バスターミナル線)及びデマンド交通(根木名・高松・十倉ルート) 精神障害者保健福祉手帳所持者及び介助を必要とする方の介助者運賃の割引	・精神障害者保健福祉手帳提示で無料 ・介助者の運賃について ・市内の利用:大人300円、小学生100円、後期高齢者医療被保険者証所持者150円 ・市外(JR・京成酒々井駅、八街駅)の利用:大人400円、小学生200円、後期高齢者医療被保険者証所持者200円
富里市	移動支援	福祉タクシー利用助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	利用助成券の交付。 利用1回につき乗車料金の2分の1の額(その額に10円未満の端数があるときは切り上げる)を助成するもの。ただし、その額が千円を超えるときは、千円を限度とする。
酒々井町	公営住宅	公営(市営・町営)住宅家賃補助	障害福祉サービス受給者証が交付されており、グループホームに入所していて、生活保護を受けていない非課税世帯に属する者。	月額上限2万5千円。対象経費の2分の1の額を助成する。 ただし、特定障害者特別給付費が支給される場合は、対象経費からその額を控除した額の2分の1の額とし、月額上限2万円とする。

酒々井町	住居支援	市町村独自のグループホーム家賃補助		
酒々井町	通所支援	通所(移動)支援		
栄町	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 栄町が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
栄町	移動支援	町循環バス	各種障害者手帳所持者	無料
香取市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 香取市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
香取市	医療費助成	精神障害者医療費助成金	精神障害者保健福祉手帳所持者 非課税世帯 ※重度心身障害者医療費助成対象を除く	非課税世帯で1ヶ月以上の入院患者の保護者に対して月5千円補助をする。
香取市	公営住宅	入居要件の緩和	精神障害者保健福祉手帳所持者	障害者手帳等級により入居条件が緩和される
香取市	公営住宅	所得の考慮	精神障害者保健福祉手帳所持者	家賃算定の際に控除により、所得を考慮する。
香取市	移動支援	香取市循環バス	精神障害者保健福祉手帳所持者	無料
香取市	移動支援	香取市乗合タクシー	精神障害者保健福祉手帳所持者	100円/回
神崎町	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 神崎町が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
神崎町	移動支援	福祉タクシー助成	精神障害者保健福祉手帳所持者	1か月につき2千円助成(現物給付)
多古町	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 多古町が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、200円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
東庄町	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 東庄町が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、無料)で受診が可能となります。
東庄町	移動支援	東庄町福祉タクシー事業	精神障害者保健福祉手帳所持者	初乗り料金分のタクシー券を月2枚支給
銚子市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 銚子市が設定している自己負担金(入院1日、通院1回につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
旭市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 旭市が設定している自己負担金(入院1日、通院1回につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
旭市	移動支援	福祉タクシー利用等	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	1回千円助成 年間24枚
旭市	移動支援	コミュニティバス	精神障害者保健福祉手帳所持者	200円→100円
旭市	移動支援	デマンド交通	精神障害者保健福祉手帳所持者	500円→400円
匠瑛市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 匠瑛市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
匠瑛市	移動支援	市内循環バス	精神障害者保健福祉手帳所持者及び介助者1名まで	50%割引
匠瑛市	移動支援	福祉タクシー券	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	1回千円助成。年24枚
東金市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 東金市が設定している自己負担金(入院・通院は1日につき300円、保険調剤は無料)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は入院・通院についても無料です。
東金市	通所支援	障害者支援施設等通所交通費助成	東金市で支給決定を受けた通所施設等利用者	月額上限5千円
東金市	移動支援	移動支援事業	屋外での移動に困難がある者	原則1割負担
東金市	移動支援	市内循環バス(福岡路線、豊成路線)	精神障害者保健福祉手帳所持者	本人のみ100円割引
東金市	移動支援	東金市乗合タクシー	精神障害者保健福祉手帳所持者	本人のみ100円割引
東金市	移動支援	福祉タクシー	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	申請書を交付し、年間12回を限度に1回あたり730円を上限に助成。
山武市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 山武市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
山武市	通所支援	山武市移動支援事業	精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療(精神通院)受給者証の所持者で障害福祉サービスを利用している方	通院・通所を除く、外出支援を行う。
山武市	移動支援	市内基幹バス	精神障害者保健福祉手帳所持者：大人100円、子供50円	精神障害者保健福祉手帳提示により100円引き
山武市	移動支援	乗合タクシー	精神障害者保健福祉手帳所持者：大人200円、子供100円	精神障害者保健福祉手帳提示により100円引き

大網白里市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 大網白里市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
大網白里市	移動支援	福祉タクシー券		タクシーの初乗り料金が最大で500円まで無料になる券を年24枚交付
九十九里町	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 九十九里町が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
九十九里町	住居支援	障害者グループホーム等入居者家賃助成	障害者総合支援法により支給決定を受けている者。市町村民税非課税世帯に属する者。生活保護を受けていない者。	詳しいことは、社会福祉課にお問い合わせください。
横芝光町	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方、程度変更により1級となった方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 横芝光町が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき300円、保険調剤は無料)のみで受診が可能となります。 町民税の所得割が非課税の世帯は無料です。
横芝光町	公営住宅	公営住宅の優先入居	精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級所持者	入居要件のひとつに「精神障害(知的障害を除く。以下同じ)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度」が設けられています。 詳しいことは、都市建設課管理計画班にお問い合わせください。 【電話】0479-84-1217
横芝光町	公営住宅	公営住宅の家賃補助	精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級所持者	家賃算定の際に、収入からの控除が設けられており、直接的な補助は行っておりません。 詳しいことは、都市建設課管理計画班にお問い合わせください。 【電話】0479-84-1217
横芝光町	移動支援	横芝光町町内循環バス(横芝光号)	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	町内各地域の拠点間や主要施設などを結ぶコミュニティバスで、時刻表に基づいて決まったルートを実行します。 車内で手帳を提示することにより運賃が無料となります。 詳しいことは、企画空港課企画政策班 にお問い合わせください。 【電話】0479-84-1279
横芝光町	移動支援	横芝光号成田便	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	町内の主要施設から成田空港を経由し成田市街を結ぶコミュニティバスで、時刻表に基づいて決まったルートを実行します。 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、大人(中学生以上)300円の半額の150円で利用する事ができます。 詳しいことは、企画空港課 企画政策班 にお問い合わせください。 【電話】0479-84-1279
横芝光町	移動支援	横芝光町デマンド(乗合)タクシー (のりあいよこび一号)	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	利用者登録した方からの電話予約を受け、自宅などから目的地まで乗り合いで利用できる公共交通機関です。 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、大人(中学生以上)300円の半額の150円で利用する事ができます。 利用する際には、まず利用者登録をする必要があります。 詳しいことは、企画空港課企画政策班にお問い合わせください。 【電話】0479-84-1279
芝山町	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 芝山町が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
芝山町	移動支援	町内巡回バス(ふれあいバス)	精神障害者保健福祉手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳提示で無料
芝山町	移動支援	空港シャトルバス	精神障害者保健福祉手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳提示で半額
茂原市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 茂原市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
茂原市	公営住宅	公営住宅の優先入居	精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級所持者	詳しいことは、建築課 にお問い合わせください。
一宮町	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 一宮町が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
睦沢町	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	受給券を保険証と一緒に提示する。 睦沢町が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、0円)のみで受診が可能となります。
睦沢町	移動支援	睦沢町福祉タクシー事業	精神障害者保健福祉手帳所持者	1回の利用につき、2千円を上限にタクシー料金の助成
長生村	医療費助成	重度心身障害者医療費助成制度	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	食事代の半額免除、65歳以上の新規申請者の食事代免除あり
長生村	住居支援	グループホーム家賃補助(体験のみ)	グループホーム利用者(体験)	グループホーム利用者(体験)の家賃補助を行う
長生村	移動支援	外出支援サービス	精神障害者保健福祉手帳1、2級保持者 (家族等による送迎ができない人)	長生郡市内の医療機関、長生村役場、長生村総合福祉センター、長生村保健センター、JR八積駅、村内の郵便局、長生農業組合高根支所 ※買い物や村外金融機関への送迎等は不可 年間最大48枚(月4枚)
長生村	移動支援	福祉タクシー	精神障害者保健福祉手帳所持者	タクシーを利用した際の乗車料金1回につき1千500円までの助成 年間最大48枚(月4枚)
白子町	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 白子町が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
白子町	移動支援	白子町福祉タクシー事業	精神障害者保健福祉手帳所持者	町と協定を締結したタクシー事業者を利用する際、タクシー料金の一部を助成
長柄町	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	受給券を保険証と一緒に提示する。 長柄町が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、0円)で受診が可能となります。
長柄町	移動支援	長柄町高齢者等外出支援タクシー	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者	福祉タクシーを利用する際に利用資格者証を提示。 降車の際に利用券(最大千円×3枚)を運転者に提出することにより利用金額から差し引いた金額を支払う。
長柄町	移動支援	長柄町路線バス利用促進事業	長柄町高齢者等外出支援タクシーの利用資格者証交付を受けた者	長柄町内を運行する路線バスの回数券及び定期券の2分の1相当の金額を補助する。

ここ

長南町	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外	受給券を保険証と一緒に提示する。 長南町が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
長南町	医療費助成	結核・精神医療費助成	全町民が対象。精神障害により長期療養を必要としている方	自立支援や高額医療費等を差し引いた自己負担に対する扶助(償還払い)
勝浦市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外	受給券を保険証と一緒に提示する。 勝浦市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
勝浦市	医療費助成	精神障害者医療費支給事業	精神疾患で入院している方	低所得者を対象に6カ月以上入院している方の入院費の保険診療分2分の1を助成
勝浦市	公営住宅	公営住宅の家賃補助	精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級所持者	詳しいことは、都市建設課にお問い合わせください。※手帳取得者には、控除あり。
いすみ市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外	受給券を保険証と一緒に提示する。 いすみ市が設定している自己負担金(入院1日、通院1回につき、300円、保険調剤は無料)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
いすみ市	移動支援	福祉タクシー利用券等助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	精神障害者保健福祉手帳1級所持者に対してタクシー利用料金の助成
いすみ市	移動支援	いすみ市路線バス使用料(運賃)半額		
大多喜町	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外	受給券を保険証と一緒に提示する。 大多喜町が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
大多喜町	移動支援	地域生活支援事業 移動支援	精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療(精神通院)利用者	移動時の介助。本人の所得に応じて利用料の1割負担(上限あり)
大多喜町	移動支援	外出支援サービス	精神保健福祉手帳1級及び2級で自家用車を持っていない者	月8回まで町内に限りタクシー利用料金の助成を行っている。自己負担分は本人の所得に応じて、利用料金の2割もしくは3割
大多喜町	移動支援	自動車運転免許取得助成	精神保健福祉手帳1級及び2級で自家用車を持っていない者	自動車の運転免許証を取得することにより就労等社会活動への参加に効果のあると思われる人に対して、免許取得に要する費用の一部(限度額10万円)を助成する。
御宿町	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外	受給券を保険証と一緒に提示する。 御宿町が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
御宿町	移動支援	福祉タクシー利用券等助成	精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者	タクシーを利用した場合、利用1回につき500円を助成。年間36枚の福祉タクシー券を交付
御宿町	移動支援	御宿町乗合運行	・本人 ・介護者(1人のみ)	精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介助者については1乗車通常300円が200円で利用可能
館山市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外	受給券を保険証と一緒に提示する。 館山市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
南房総市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外	受給券を保険証と一緒に提示する。 南房総市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
鋸南町	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外	受給券を保険証と一緒に提示する。 鋸南町が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
鋸南町	医療費助成	精神障害者入院医療費助成	鋸南町に住居登録があり精神障害者保健福祉手帳所持者	保険診療自己負担金×1/2+入院時食事代標準負担額×1/2 ただし、月額限度3万円・所得制限あり(市民税所得割額23万5千円未満の方)
鴨川市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外	受給券を保険証と一緒に提示する。 鴨川市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
鴨川市	移動支援	コミュニティバス	精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級所持者	半額(詳しいことは、まちづくり推進課にお問い合わせください。)
木更津市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外	受給券を保険証と一緒に提示する。 木更津市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
木更津市	医療費助成	精神障害者医療費助成制度	木更津市に1年以上在住し、精神疾患の治療のために入院、または精神科・心療内科等に自立支援医療(精神通院)を利用して通院した方。	入院の場合は健康保険適用分の医療費、通院の場合は自立支援医療(精神通院)の適用を受けた医療費を助成します。
木更津市	移動支援	自動車運転免許取得費の助成	精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級所持者	就労等社会参加を目的として自動車運転免許を当該年度に取得した場合、10万円を限度に助成
君津市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外	受給券を保険証と一緒に提示する。 君津市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
君津市	医療費助成	精神障害者医療費給付制度	下記のいずれにも該当する者 ・自立支援医療(精神通院)を受けている者又は精神疾患により入院している者 ・君津市の住民基本台帳に引き続き1年以上登録されている者 ・医療機関において1か月以上にわたり精神障害の治療を受けている者	精神障害の治療のため医療機関に通院・入院した場合、保険診療による自己負担分を給付する。
君津市	公営住宅	公営住宅の優先入居	公営住宅の優先入居 精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級所持者	詳しいことは、住宅営繕課にお問い合わせください。
君津市	公営住宅	公営住宅の家賃補助	公営住宅の家賃補助 精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者	詳しいことは、住宅営繕課にお問い合わせください。

君津市	移動支援	君津市移動支援事業	屋外での移動に著しい制限のある精神障害者(児)であって、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でないとする外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。)のため個別に移動支援を行う必要があるもの。 上記を満たし、下記のいずれかを満たす者。 1.君津市内に居住地を有する者 2.特定施設入所障害者等で、特定施設等への入所前に君津市に居住地を有していた者	自己負担額は、サービス費用の1割に相当する額。 ただし、利用決定者が生活保護者、又は利用決定者及び当該利用決定者と生計を一にする者が市町村民税非課税者であるときは、無料。
君津市	移動支援	君津市コミュニティバスの料金割引	精神障害者保健福祉手帳所持者とその介護者1名	精神障害者保健福祉手帳の提示で運賃を100円とする。
富津市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外	受給券を保険証と一緒に提示する。 富津市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
富津市	医療費助成	精神障害者医療費助成制度	富津市に1年以上住所がある方 市外在住者で、富津市の国民健康保険証の被保険者 市外の障害者施設に入所する直前に富津市に1年以上住所がある人 ※重度心身障害者医療費助成受給者は対象外	精神疾患に関する入院医療費を助成(市民税課税世帯8割、非課税10割、課税23万5千円以上の場合は対象外)
袖ヶ浦市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※袖ヶ浦市で障害サービス等の援護を行っている者に限る ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外	受給券を保険証と一緒に提示する。 袖ヶ浦市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
袖ヶ浦市	医療費助成	精神障害者医療費等助成制度	1か月以上継続的に精神科及び心療内科等の治療を受けている方 袖ヶ浦市に居住し、かつ住民基本台帳に1年以上記録されている方 受給対象者と同じ医療保険に加入している基準世帯員の市民税の所得割額の合計が23万5千円未満の方 通院治療の場合は、後期高齢者医療被保険者の方、または自立支援医療(精神通院)制度利用者 ※重度心身障害者医療費助成受給者は対象外 ※事前登録が必要	精神障がいの治療のために通院・入院した場合、保険診療による自己負担を給付する
袖ヶ浦市	公営住宅	公営住宅への入居	精神障害者保健福祉手帳所持者1級、2級所持者	優先入居と入居資格(収入額)の緩和 ※詳しいことは、都市整備課にお問い合わせください。
市原市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外	受給券を保険証と一緒に提示する。 市原市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
市原市	医療費助成	精神障害者医療給付	次の条件を全て満たす入院者又はその扶養義務者等で入院費を負担している方 ・入院者が1年以上市原市に住所を有していること ・入院者が1か月以上継続して精神疾患の治療のために入院していること ・入院者と同一保険世帯員の市民税所得割額の合計が23万5千円未満であること ※生活保護受給者、重度心身障害者医療費助成受給者は対象外	保険診療による入院費の自己負担額の2分の1又は4分の1(食事療養費は対象外)
市原市	手当助成	福祉手当	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	精神障害者保健福祉手帳1級所持者に対し、月額手当を支給(施設入所は対象外)
市原市	移動支援	福祉タクシー利用券等助成	※精神障害者保健福祉手帳1級所持者限定	福祉タクシー券(年間100枚)利用により800円までを助成
市原市	移動支援	障害者支援施設等通所者交通費助成	障害者施設等に通所している障害者等	交通機関利用の場合は2分の1を乗じた額とし、自家用車の場合は自宅から施設等までの距離と日数に応じた設定金額を助成。 それぞれ8千円を上限とする。
千葉市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに重度の障害者となった方は対象外 ※所得制限あり	受給券を保険証と一緒に提示する。 千葉市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割3万3千円以下は無料です。
千葉市	医療費助成	精神障害者入院医療費助成	市内在住で精神保健福祉法第5条に規定する精神障害者で、非課税世帯の方。	精神障害治療のため1か月以上入院(措置入院を除く)をした場合、保険診療の自己負担額の2分の1を助成する。 (市県民税非課税世帯対象)
千葉市	公営住宅	公営住宅の優先入居	精神障害者保健福祉手帳所持者は、当選確率が高くなる制度がある。 ※所得制限あり	詳しいことは、千葉市住宅供給公社にお問い合わせください
千葉市	公営住宅	公営住宅の家賃補助	精神障害者保健福祉手帳所持者 ※家賃減免申請可能	詳しいことは、千葉市住宅供給公社にお問い合わせください
千葉市	通所支援	通所施設通所交通費助成	精神障害者保健福祉手帳所持者	共同作業所、精神科デイケア、障害者総合支援法に定める施設、保健福祉センターデイケアクラブへの通所交通費の2分の1を助成する。
千葉市	生活支援	水道料金の消費税相当額の免除		お住まいの地域の担当窓口までお問い合わせください。 ・千葉県水道局県水お客様センター【電話】0570-001245 ・若葉区の一部・緑区の一部にお住まいの方:千葉市下水道営業課【電話】043-245-5409 ・若葉区御成台1丁目から4丁目にお住まいの方:四街道市水道事業センター【電話】043-421-3333
千葉市	生活支援	下水道使用料の減免	精神障害者保健福祉手帳1級の方がいる世帯かつ世帯全員の市県民税が非課税である世帯	詳しくはお問い合わせください
千葉市	生活支援	農業集落排水使用料の減免	精神障害者保健福祉手帳2級の方がいる世帯かつ世帯全員の市県民税が非課税である世帯	詳しくはお問い合わせください